

狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱（平成30年3月30日要綱第55号）

最終改正:令和7年3月27日要綱第64号

改正内容:令和7年3月27日要綱第64号 [令和7年4月1日]

○狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

平成30年3月30日要綱第55号

改正

平成31年2月14日要綱第4号
令和2年3月11日要綱第16号
令和3年3月31日要綱第62号
令和3年8月2日要綱第122号
令和4年11月29日要綱第149号
令和5年3月31日要綱第29号
令和7年3月27日要綱第64号

狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、主に食事、学習、交流等の場の提供又は支援を通じ、将来を担う子どもたちが地域と関わりを持ちながら豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して地域で暮らすことができ、また子育て家庭が地域で孤立することなく、地域の中で安心して子育てができるよう、地域団体が子どもの居場所づくりの推進を目的として行う事業に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することについて、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- （2）子ども食堂 食事、弁当その他の食材の提供を含む地域の子ども及び当該子どもを同伴する保護者等（以下「参加者」という。）が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。

（補助対象団体）

第3条 補助の対象となる団体は、市内に主たる活動の拠点を有し、子どもの健やかな育成のため、子どもとその家族を地域で支えることを目的として活動し、又は活動を予定している団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）1年以上継続して次条に定める補助対象事業を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- （2）組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- （3）政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- （4）活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- （5）狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。
- （6）団体及び団体の代表者が市税等の滞納をしていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象団体が実施する子どもの居場所づくりに係るものであって、次の各号に掲げる取組のいずれかを実施するものとする。

- （1）子ども食堂を行う居場所づくり
- （2）学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する居場所づくり（以下「学習支援事業」という。）
- （3）子どもが自由に過ごすことができる居場所づくり（以下「自由な居場所確保事業」という。）

（補助要件）

第5条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）原則として月1回以上かつ1日当たり2時間以上定期的に実施すること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- （2）1回当たり参加者が10名以上参加できる規模で開催すること。
- （3）事業実施時は、常時、責任者を配置し安全に配慮した開催を図ること。
- （4）事業の規模に応じて、必要な体制を確保すること。
- （5）事業の実施場所は、市内施設で、第1条の目的を達成するために適切な場所であること。
- （6）参加者に対し、子ども及び家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。この場合において、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は狛江市こ

ども家庭センター等に対して速やかに通告を行うこと。

(7) 営利を目的とするものでないこと。

(8) 飲食を伴うイベントを行う場合は、参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認すること。

(9) 事故発生時の対応のため保険に加入する等により備えるとともに、食中毒や事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、発生時は速やかに市へ報告するよう補助対象団体の構成員に周知徹底を図ること。

(10) 補助対象事業の実施に関し、同一会計年度において、補助対象事業に対して、市及び市が補助する団体等から同種の助成を受けていないこと。

(11) 前各号のほか、市長が別に定める事項を遵守すること。

2 子ども食堂については、前項の要件に加えて次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 開設前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。

(2) 提供する食事等は、原則として補助対象団体の構成員又は参加者が直接調理した、栄養バランスの良いものとする。

(3) 実施場所は、食事をとりながら交流をすることができるスペースを確保すること。

(4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を確保していること並びに「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防等の衛生管理には万全を期すこと。

(5) 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情、本事業の目的等を勘案して、補助対象者が判断すること。

3 学習支援事業及び自由な居場所確保事業については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 広く居場所を必要とする子どもを受け入れること。

(2) 学習支援事業については、学習習慣の定着、学習意欲の喚起及び基礎的な学力の向上を図るため、事業を利用する子ども個々の状況に合わせた学習支援を行うこと。

(3) 参加者が地域社会から孤立することなく、つながりを身近に感じることができるとともに、安心して過ごすことができる居場所を提供すること。

(4) 原則として利用料を徴収しないこと。ただし、やむを得ず徴収する場合は、実費等の低廉なものとする。

（補助対象経費等）

第6条 補助対象経費は、報償費、食材費、消耗品費、印刷製本費、保険料、会場使用料その他事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、次の経費は、補助対象としない。

(1) 補助対象団体の運営に関する経費

(2) 補助対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費

(3) 補助対象団体の構成員による会合の飲食費

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと認められる経費

2 補助金の額は、補助対象経費の額から寄附金、協賛金その他の収入を控除した額とし、1年度につき60,000円を上限として予算の範囲内で交付する。ただし、年度途中から補助対象事業を実施する場合、又はやむを得ず年度途中に実

あん

施を取りやめた場合にあっては、当該補助上限額を月数で按分した額を上限とする。

3 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 団体の規約、会則等

(2) 団体の概要が分かる書類（構成員の名簿、活動実績資料等）

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（実績報告及び請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）は、補助対象事業を完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、30日以内に狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書兼請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書及び支出の詳細が分かる資料

(3) 開催実績の詳細が分かる資料

(4) その他長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付決定に係る内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書（第4号様式）により通知するとともに、その額を補助決定団体に交付するものとする。

2 前項に規定する審査により、補助金の交付が不適当と認められるときは、市長は交付決定額の全部又は一部を交付しないことができる。

(概算払)

第11条 市長は、補助対象事業の円滑な遂行に必要があると認めるときは、補助決定団体の狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書（第5号様式）による請求に基づき、補助金を概算払とすることができる。

(補助金の取消し)

第12条 規則第15条第1項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、第11条の規定による概算払の場合において、精算残金があるとき又は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 補助決定団体は、補助事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告及び調査等)

第15条 市長は、補助対象事業に関し必要があると認めるときは、補助決定団体から報告若しくは資料の提供を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成31年2月14日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則（令和2年3月11日要綱第16号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の第10条第3項の規定により狛江市子ども食堂事業補助金概算払請求書（第6号様式）でなされた請求は、改正後の第10条の規定により狛江市子ども食堂事業補助金概算払請求書（第5号様式）で請求されたものとみなす。

付 則（令和3年3月31日要綱第62号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年8月2日要綱第122号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年11月29日要綱第149号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の狛江市子ども食堂事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和5年3月31日要綱第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年3月27日要綱第64号）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の狛江市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度以降に実施する事業について適用し、令和6年度以前に実施した事業については、なお従前の例による。